

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令案」に対する意見の募集について

警察庁では、令和5年6月16日に公布されたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の施行に伴い、自動車運転代行業に係る営業の停止の基準に関する規定等について所要の規定の整備を行うため、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）等の改正を検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

なお、別紙のほかに、政令案について、新旧対照表を公表しております。
意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・電子メール（kikaku@npa.go.jp） ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁長官官房企画課 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和5年9月1日（金）から 令和5年9月30日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

〈 凡 例 〉

改 正 法： デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第63号）をいう。

運転代行業法施行令： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）をいう。

手数料標準令： 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）をいう。

デジタル手続法施行令： 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）をいう。

1 命令等の題名

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令

2 根拠となる法令の条項

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第23条第1項及び第29条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第10条第1号

3 改正の概要

(1) 運転代行業法施行令の一部改正関係

都道府県公安委員会は、自動車運転代行業者等が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の規定に違反するなどしたときは、運転代行業法施行令で定める基準に従い、当該自動車運転代行業者に対し、自動車運転代行業の全部又は一部の停止を命ずることができることとされているところ（同法第23条第1項）、改正法の施行に伴い、

- ・ 当該基準に係る点数が付される行為に、自動車運転代行業約款等をインターネットによって公衆の閲覧に供する義務に係る規定に違反する行為を追加
- ・ 当該基準に係る点数が付される行為から、認定証の返納義務に係る規定に違反する行為を削除

するなど、所要の規定の整備を行う。

(2) 手数料標準令及びデジタル手続法施行令の一部改正関係

手数料標準令で定める標準事務（手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められる事務）から警備業法（昭和47年法律第117号）の規定に基づく認定証の再交付に係る事務等を削除するなど、所要の規定の整理を行う。

4 施行期日

改正法の施行の日（公布の日（令和5年6月16日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）